



かがわ
子どもの居場所づくり
ハンドブック

〈2021年3月〉

香川県
社会福祉法人 香川県社会福祉協議会



はじめに

全国で、子どもたちに温かい食事を提供する子ども食堂をはじめとする「子どもの居場所」づくりが広がっています。それぞれの活動に工夫や多様性があり子どもたちの幸せを願って自発的に行われています。

香川県でも、地域のニーズ・特性を活かした子どもの居場所が広がることを願って『かがわ子どもの居場所づくりハンドブック』を作成しました。このハンドブックは自分たちが目指す子どもの居場所を思い描き、実際の開催までの具体的なヒントや手順を確認しながらつくりあげていくための一冊となっています。

新たに子どもの居場所の立ち上げを検討している方や、子どもの居場所を運営しながら課題を感じている方など多くの皆さまに、このハンドブックを活用していただき、地域における支援の輪が広がり、子どもたちの幸せが実現することを願っています。

目次

| | | | |
|---------------------|----|--------------------|----|
| はじめに・目次 | 2 | 安心・安全のために | |
| 子どもの最善の利益のために | 3 | ・食事提供する場合の衛生管理について | 16 |
| 子どもの居場所について・温かいまなざし | 4 | ・食物アレルギー対応について | 18 |
| 子どもの居場所のつくり方 | | ・保険について | 20 |
| ・計画を立てるー思いの棚卸しのすすめー | 5 | ・災害に備えて | 21 |
| ・仲間とワンチームをつくろう | 7 | 個人情報の取扱いについて | 22 |
| ・未来を具体的に描こう | 9 | 仲間からのMESSAGE | 24 |
| ・タイムスケジュール | 10 | 緊急連絡先・相談先情報 | 26 |
| ・基本的なポイント | 12 | 編集委員 | 27 |
| ・いよいよオープン | 14 | | |
| ・次回開催までに | 15 | | |

子どもの最善の利益のために

児童憲章

1951(昭和26)年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

児童の権利に関する条約

1989(平成元)年国連で採択、1994(平成6)年批准

「子どもの権利」4つの柱



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

児童福祉法

1947(昭和22)年制定

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、
その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉を等しく保障される権利を有する。



子どもの居場所について

子どもは社会の希望・宝であり、未来をつくる無限の可能性を秘めています。その一方で少子化が進む中で日本の児童の約7人にひとり※が貧困状態にあるという発表がされています。子どもの貧困だけでなく、地域や人とのつながりの希薄化や経験の貧しさなど社会的な孤立状況への危機感が高まっています。

香川県では、子どもの現在(いま)と将来(みらい)が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる持続可能な地域づくりを目指しています。子ども食堂など子どもの居場所が、子どもたちの育ちを応援したい、そして豊かな地域にしたいと願う方々の支えにより、貧困対策としてだけでなく子育て支援、食育、多世代交流、学習支援、体験学習、まちづくりなど幅広い意味合いをもつ活動として多様化し、進化し続けています。

※2020年7月厚生労働省が発表



温かいまなざし

「子どもたちが尊ばれ、大切にされる場所ってどんなところ?」「心地よく、安心して過ごせる場所とは?」という自身への問いかけからスタートし、より開かれた居場所づくりを目指していただけたらと思います。

活動をする中で「困りごとがありそうだな…」「孤立しているのかな?」と気になる子どもや子育て家庭に出会うことがあるかもしれません。そんな時こそ、『日々、どのような環境で過ごしているのだろうか?』『言葉にはしなくても、しんどい思いを抱えているのではないだろうか?』と、その背景を理解しようとする温かいまなざしが私たちには求められます。

出会い、つながり、支え合う応援団の一員を増やすような気持ちで、子どもや子育て家庭の幸せを共に考えていく姿勢が大切です。

子どもの居場所のつくり方

近年、身の回りの地域に興味を持ち、居場所の必要性を感じて、自発的に子どもの居場所づくりの活動を始めるプレイヤーが増えています。その立ち上げのきっかけや理念は、実にさまざま、活動も多様化しています。一度活動を始めたら、できれば長く継続して欲しいものです。

「子どもや地域にどんな変化を起こしたいか」「子どもたちと一緒にどんな未来を描きたいか」など、ビジョンがしっかりとあることが、どんな状況下でもゆるがない基礎体力となります。まずは今の活動の体力チェックに挑戦してみましょう。

計画を立てる — 思いの棚卸しのすすめ —

はじめの一步を踏み出すためには「基本を押さえる」と、「無理せず、まずはできる範囲で」が大事です。多くの先進事例がある中で、「あんな活動をしてみたい」と、イメージ先行でやりたいことは膨らみますが、まずはじっくり「myプラン」と向き合きましょう。

そこでおすすめなのが「思いの棚卸し」です。自分がしたいこと、できること、社会的背景、地域の実情と課題などについて書き出します。無理にすべてを埋める必要はありませんが、自分の言葉で、書けるところから埋めていくと、おのずとつくりたい場のイメージが見えてくるはずです。

まずは、「思いの棚卸し」

● 私の興味があること

● 私がしたいこと

● 私にできること

● 社会的背景(社会が求めること)

● 地域の実情

● 地域の課題・変化



次に「myプラン」をたててみましょう

いっどこで何をどのようにするのか具体的に書き出してみましょう。

● 活動目的

● 活動内容

● 場所

● 開催日(頻度)

● 開催時間

● 対象者

● 参加費

● 予算の確保

● 問い合わせ先

● 広報、周知の仕方

自発的な取り組みの「〇〇したい!」を地域の
実情に組み合わせて
いくことが地域活動の
醍醐味です。

仲間とワンチームをつくろう

運営する組織の形は多様です。まずは、一緒に活動する仲間を探しましょう。すでに仲間がいる場合は、最初に話し合いを重ねることがその後の活動の質につながります。

先ほどの「思いの棚卸し」で取り組んだ「myプラン」を持ち寄って「実はこんなことを考えていて…」と話すことから始めましょう。「それならこんなことができるね」「そこはこうすればいいね」という補足や提案を積み重ねながら、プランのブラッシュアップを進めます。「myプラン」から「ourプラン」へと成熟していきます。

次に最低限共有したい目的や内容の言語化をします。仲間はこのプランを実現するための大切な登場人物ですから、役割や得意なども把握しておきましょう。これはチームの強みになります。

さらに、資金イメージなども決まってくれば「会則(規約)」のベースが完成します。

「ourプラン」へとブラッシュアップ

より具体的な企画が練り上げられていきます。



事務局、自治会、PTA、地域活動団体などへ相談すると、仲間が見つかるかもしれません。
(P26参照)

最低限共有したい目的・内容の言語化

- 目的（何のために誰のために活動をするのか）

- 内容（いつどこで何をどのようにするのか）

- メンバー構成

- メンバーの長所・得意・資格

- メンバーの役割・代表

- 活動資金・会費



目的の部分を仲間と
しっかりと共有し、思いを一つに
しておくことが大切です。
また、メンバーの得意を活かし、
知恵を出し合うことが
大切です。

未来を具体的に描こう

目標、タイムスケジュールを設定しましょう。まずは、目標のスマールステップ化。最初からたくさん、大きな目標を達成することは難しいので、まずは小さな目標を書き出してみるとよいでしょう。

また、活用できそうな資源についても書き出しておきましょう。地域とつながることは大切です。いろいろな人に協力を求めることで、活動を知ってもらうきっかけになり、協力者を増やすことにつながります。

次に、目標達成までの逆算した時間配分（タイムスケジュール）を考えます。いつまでに何をしなければならないのかを、すべて書き出して整理することで目標からブレずに進んでいくことができます。

目標のスマールステップ化

- 大きな目標

- 小さな目標



| やること | いつやる (年月日) | 優先度 (高・中・低) |
|-----------|---------------|----------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 活用できそうな資源 | | |
| 今足りないもの | | |

地域の子どもの事情をよく知っている地域の人に相談してみましょう。役所で、「子ども」「福祉」といった担当をしている部署、社会福祉協議会、学校や保育所などの関係機関や子どもに関わる人たちから情報収集したり、相談したりするのもおすすめです。一緒に運営をする仲間と出える可能性もあり、子どもの居場所の必要性を訴えることにもなります。また、広報、居場所への橋渡しなどの協力を得ることにつながります。

タイムスケジュール（子ども食堂の一例） 焦らず余裕を持ったスケジュールにしましょう。

| やること | | 詳細 | チェック | |
|------------|--|--|---|--|
| 随時 | 相談 相談先情報は P26 | 事務局へ相談 (立ち上げ支援・継続支援等の総合相談) | | |
| | | 役所へ相談 (助成金・補助金、広報等の相談) | | |
| | | 社会福祉協議会へ相談(助成金・補助金、ボランティアスタッフの募集、ボランティア保険、フードバンク利用、広報等の相談) | | |
| | | 保健所へ相談、必要に応じて手続き等を進める (食事の提供をする場合) → 詳しくはP12・16~17 | | |
| | 地域とつながる | 民生委員・児童委員、自治会、学校など 地域へ挨拶・相談・協力依頼等 | | |
| | | 地域の企業・商店等へ挨拶・相談・協力依頼等 | | |
| 居場所の見学 | 事前に連絡し日程調整を行う (イメージに近い居場所を事務局からも紹介) | | | |
| 3ヶ月 以上前 | イメージシートの作成 | myプランからourプランへ チームで具体的な企画へ → 詳しくはP5~9 | | |
| 2ヶ月以上前 | 確認・決定 | 活動内容 | 参加対象者、定員、食事の提供、学習支援、多世代交流など内容のすすめ方等 | |
| | | 食事の提供をする場合 | アレルギー対応の有無や内容(対象年齢層をイメージする) → 詳しくはP12~13・16~19 | |
| | | 場所(会場) | コミュニティセンター、自治会館、不動産屋等へ相談・手続き (利用料、広さ、参加のしやすさ等様々な観点から考える) | |
| | | 開催日時 | 開催頻度や初回の開催日時 | |
| | | 活動資金 | 参加費、必要経費など収支をイメージする | |
| | | 問合わせ・申込 | 窓口、方法、事前予約の有無等 | |
| | | 運営体制 | スタッフメンバーの役割分担 | |

| やること | | 詳細 | チェック | |
|----------|-----------------------|---|---|--|
| 1ヶ月前 | 広報 | チラシ チラシ作成 → P12参照 | | |
| | | 情報発信 ツールをつくる | リーフレット、ホームページ、SNS等※ (リンク先があるとリーチ数が増えやすい) | |
| | 募集 | ボランティア スタッフ | 必要に応じて、知り合いに声をかける また、関係機関へ相談 チラシやホームページ、SNS等で募集 | |
| 2週間前 | 備品・用品等の 準備 | 必要な物品を そろえる | 調理器具、食器、トレイ、衛生用品等 → P14参照 | |
| | | 案内表示を 作成 | 看板、ポスター、のぼり旗等(会場、手洗い場、トイレ等 室内外、誰が見てもわかりやすい表示にする) → P12~13参照 | |
| | | 受付簿を作成 | 記載事項、管理方法の確認 → 詳しくはP22~23、P14参照 | |
| 1週間前 | 保険加入 | | ボランティア保険へ加入の場合は、最寄りの社会福祉協議会で手続きをする → 詳しくはP13・20 | |
| | 共通理解の確認 | | 約束ごと、必要最低限の注意事項 緊急時やトラブル対応 → 詳しくはP13・21・26 | |
| | | | 当日の集合時間、服装、役割分担等 → P14~15参照 | |
| | 会場整備 | 環境衛生を 整える | ハエ、ネズミ、ゴキブリなどの駆除 調理場整備、調理器具の消毒・殺菌 (食事の提供をする場合) | |
| | | 危険箇所の 確認・対策 | 滑り止め、段差、コンセント、角クッションなど → 詳しくはP13 | |
| 2日前 | 最終確認 | | 当日のスタッフの動きのシミュレーションや 準備物の不足等がないかを確認 → P14~15参照 | |
| 前日 当日 | 食事の提供をする場合 食材の買い出し | 信用のある商店等で購入 (鮮度、賞味期限、取り扱いに注意する) → P16~17参照 | | |

※活動を始めてから、必要に応じての検討でもよいでしょう

基本的なポイント

居場所の運営は、安心と安全への配慮が非常に重要です。実現に向けてやることとスケジュールの書き出しができれば、開始に向けて基本的なポイントの確認をしましょう。

1 子どもへの配慮

体罰や暴力、暴言は絶対に許されません。子どもの特性を理解し、分かりやすい言葉づかいや気持ちのよい声かけを行いましょう。危険防止については声を掛け合い、子どもの心身の健全な育成に努めましょう。

また、人の出入りの把握をし、不審者の侵入などに気を配りましょう。スタッフは名札やエプロンをするなど、子どもにとってわかりやすく話しかけやすい工夫をしましょう。

2 衛生管理 …… 詳しくはP16～17

食事を提供する場合は、営業許可・営業届出の対象になる場合があります。早めに最寄りの保健所に相談しましょう。善意の活動で参加者を傷つけないよう異物混入や食中毒の対処に対する理解、調理環境の整備、スタッフの服装や体調管理に対する確認など、予防を行うことが必要です。

食品衛生責任者の資格取得はスキルアップと同時に参加者への信用にもつながります。

3 リスク管理・危機管理 …… 詳しくはP18～21

活動で予想外のことが起こることがあります。子どもたちの遊びや生活場面からあらかじめ予想される危険は取り除いておくことが大切です。事前に会場内外の点検や整備を行い、万が一事故やケガが起きた場合の対応についてもしっかりと考えておくことが必要です。

保険加入については補償内容を確認し、自分たちの活動内容にあったものを選びましょう。

また、備えの一つとして、災害時の対応や緊急時の連絡体制についても確認しておきましょう。

4 個人情報の取り扱い …… 詳しくはP22～23

子どもたちの生活環境はさまざまです。楽しそうに話している内容でも、家庭環境を第三者に知られることで不利益を被る場合もあります。情報が公にならないように最大の注意を払うことが必要です。

準備物の参考例



チラシ



看板



メニュー

お礼状



ご寄付をいただいた方へのお礼のお手紙

いよいよオープン

良い雰囲気づくりをするためにも余裕を持った運営を心がけましょう。

●当日の準備物リスト (子ども食堂の一例。活動場所や活動内容によって異なります)

< 調理関連 >

- 食材 調理器具・ラップ 食器・トレイ 雑巾・布きん マスク
- エプロン・三角巾 手袋 食器洗い洗剤・スポンジ 検食袋

< 衛生関連 >

- 手洗い石鹸 消毒液 ペーパータオル 掃除道具
- ティッシュペーパー・トイレトペーパー ウエットティッシュ
- ごみ袋・ポリ袋 救急セット (消毒液、ばんそうこう、体温計など)

< その他 >

- 机・いす 温度計 非常用持ち出しバック (懐中電灯、予備電池、軍手など)
- 時計 文房具 遊び道具 教材 受付簿
- ちらし 看板・のれんなど案内表示 釣り銭 募金箱
- 問い合わせ用の電話 スタッフ名札



受付簿

もしもの備えに必要です。参加者名簿を作成しましょう。
ただし、いただいた個人情報は、居場所の運営以外に使用してはいけません。

| 受付簿 | | | | 令和 年 月 日 |
|-----|----------|-------------------|---------------|-----------------|
| | 氏名 | 年齢/学年 (子どもの場合) | 連絡先 | 備考 (本日の体調など) |
| 1 | 香川 太郎 | 10 | 090-0000-0000 | とくになし |
| 2 | たかまつ はなこ | 8 | 087-000-0000 | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |

●当日の流れ (子ども食堂の一例)

- 15:30 スタッフ集合・健康チェック
- 15:40 打ち合わせ
- 16:00 会場準備・調理開始 (買い出しは集合時間までに行う)
- 16:30 順次受付開始
遊び・学習等
- 17:30 配膳・食事 (検食をとる)
- 18:30 遊び・学習等
順次帰宅
- 19:00 終了
片付け
- 19:30 振り返り (参加人数や様子、収支などは記録する)
- 20:00 スタッフ解散



次回開催までに

活動後は振り返りをしましょう。また次回開催に向けて準備をしましょう。ヒヤリハット、感じたことなどを書き留めておくと次につながります。

協力していただいた方々へはお礼を伝え、子どもたちの意見も取り入れながら、さらに居心地のいい、素敵なより良い居場所にしていきましょう。

課題などの情報は共有し、見守り、必要に応じて専門機関と連携しましょう。



食事提供する場合の衛生管理について

営業許可・営業届出の対象になる場合は、「HACCPに沿った衛生管理」を導入する必要があります。必ず最寄りの保健所に相談しましょう。

営業許可・営業届出の対象外の場合であっても、食中毒などの事故の発生を防ぐために適切な衛生管理を行う必要があります。その場合は「衛生管理のチェックリスト」等を参考にしましょう。

衛生管理のチェックリスト

調理前に行うこと

- 調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
- トイレは清掃、消毒を行いましたか？
- 調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？
また、手指の傷などはありませんか？
- エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
- 手洗い、消毒を行いましたか？
また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
- 原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
- 献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
- 仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか？（冷えていないなどの温度の異常はありませんか？）
また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
- お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？

調理中に行うこと

- 魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
- 別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？
また、手洗いの際、調理器具についても、洗剤で洗浄してから使いましたか？
- 食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
- 生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？
専用のものがない場合は、よく洗剤で洗浄してから、使いましたか？

調理が終わった後に確認すること

- 調理後は、時間を置かず提供しましたか？

出典：厚生労働省HP



家庭でできる 食中毒予防の6つのポイント

point 1 食品の購入

寄り道しないでまっすぐ帰ろう

消費期限などの表示をチェック！

肉・魚はそれぞれ分けて包む

できれば保冷剤（氷）などと一緒

point 2 家庭での保存

帰ったらすぐ冷蔵庫へ！

入れるのは7割程度に

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-15℃以下に維持

停電中に庫内温度に影響を与える扉の開閉は控えましょう

point 3 下準備

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ゴミはこまめに捨てる

こまめに手を洗う

肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく

井戸水を使っていたら水質に注意

肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

包丁などの器具、ふきんは洗って消毒

point 4 調理

加熱は十分に（めやすは中心部分の温度が75℃で1分間以上）

台所は清潔に

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理を途中で止めたら食品は冷蔵庫へ

point 5 食事

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

point 6 残った食品

時間が経ち過ぎたりちょっとでも怪しいと思ったら、思い切って捨てる

作業前に手を洗う

手洗い後、清潔な器具、容器で保存

温めなおすときは十分に加熱する（めやすは75℃以上）

早く冷えるように小分けする

食中毒予防の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

厚生労働省

出典：厚生労働省HP

食中毒の原因として、細菌・ウイルス・自然毒・化学物質・寄生虫などさまざまあり、食べてから症状が出るまでの期間やその症状、また予防方法も異なります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。



食物アレルギー対応について

食物アレルギー対応方針を決めておきましょう!どんな対応にするにせよ、調理にどんな食品を使ったかを把握しておきましょう。



対応していないことを
明示する



- 対応方法を決める
- 食材等の管理や緊急時の対応など責任者を決めておく
- スタッフ全員で情報共有する



文部科学省
「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を参考にしましょう

アレルギーの基礎知識

アレルギーの原因となるアレルゲンはさまざまですが、食物が体内に入り、アレルギー反応を引き起こす場合を食物アレルギーと呼びます。主に食べることで発症しますが、食物に触ったり、吸い込んだりしただけでも症状が出る場合があります。



代表的なアレルゲンを知ろう

アレルゲンは人によってさまざまですが、なかでも特にアレルギーが起こりやすいとされる食品があります。それらは、発症数、重篤数から考えて表示する必要性が高いものとして「表示が義務化されているもの」と、「可能な限り表示することが推奨されているもの」があります。

「**特定原材料**」と「**特定原材料に準ずる21品目**」には特に注意しましょう。

特定原材料 (表示が義務づけられている7品目)



特定原材料に準ずる21品目



保険について

保険に加入し、安心して利用してもらいましょう!万が一、何か起きた場合に迅速に対応できるように、運営者側と子どもたちを守る保険の存在は重要です。

おすすめの保険・1 ボランティア活動保険

ボランティア活動保険は、主に無償で行っているボランティア活動に参加しているメンバーが加入する保険です。活動中のさまざまな事故による「ケガ」や「損害賠償責任」を補償します。補償期間は4月1日～翌年3月31日まで(中途加入の場合は、手続き完了日の翌日から3月31日まで)となります。

| 主な項目 | 基本プラン | 天災・地震補償プラン |
|------------|--|------------|
| 特徴 | 往復途上の事故、熱中症による障害、食中毒、特定感染症も補償 ※天災・地震補償プランでは、地震、噴火、津波による死傷も補償 | |
| 対象の活動・サービス | 日本国内における自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動 | |
| 保険料 | 350円 | 500円 |
| 注意点・備考 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の入れ替えはできない ・加入は1人につき、いずれかのプラン1口のみ ・脱退による返金はなし | |
| 申込先 | 最寄りの社会福祉協議会 | |

おすすめの保険・2 ボランティア行事用保険

ボランティア行事用保険は、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における様々な事故による「主催者や参加者のケガ」や「主催者の賠償責任(主催者責任)」を補償します。なお、保険期間の延長・短縮による追加・返戻が可能です。

| 主な項目 | Aプラン | Cプラン |
|---------------|--|--------------------------|
| 特徴 | ケガの補償は、主催者を含む行事参加者全員が対象で、死亡、後遺障害、入院、手術、通院などを補償。賠償責任の補償は、行事主催者及び共催者が対象で、対人事故、対物事故を補償 ※Aプランでは、往復途上も補償あり | |
| 対象行事 | 日帰り行事 (A1～A3の区分あり) | 日帰り行事(A1行事)、 開催場所制限あり |
| 保険料 (1日1人) | A1:28円/A2:126円 /A3:248円 | 28円 (AプランA1行事に同じ) |
| 名簿 | 備付必須 | 備付、提出ともに不要 |
| 最低保険料 | 各区分とも20名分 | 20名分 |
| 申込先 | 最寄りの社会福祉協議会 | |

災害に備えて

災害が発生したときに、子どもたちを適切に避難させるには、あらかじめ、活動場所周辺で、どのような災害が起こり得るのかを知っておくことが大切です。ハザードマップ(防災マップ)で、地域の災害リスクを知り、災害発生時の避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

また、気象警報や注意報発令時の対応方法、避難時の保護者への連絡手段なども事前に決めて、参加者に周知しておきましょう。

ハザードマップは市町窓口やホームページ、かがわ防災Webポータル(<https://www.bousai-kagawa.jp/>)、香川県防災ナビ(防災アプリ)でもご覧いただけます。



香川県防災ナビ

災害時における避難情報等を速やかに受信できるほか、スマートフォンの持つ位置情報を利用して危険が差し迫った場所にいる方に危険であることをお知らせする機能など、皆様の適切な避難行動に役立つ機能があります。



Android



iOS

防災情報メール

登録すると、携帯メール等で、気象情報や避難情報等を受け取ることができます。右のQRコードを読み込むか、[ml@bousai-kagawa.jp]に空メールを送信してください。その後配信された香川県防災メール内のURLをクリックし、専用サイトから操作を行ってください。



個人情報の取扱いについて

個人情報とは？

氏名や生年月日などのほか、保険証番号などの個人を識別できる番号も個人情報に含まれます。



子どもの居場所では…

- 受付簿に記載された子どもや保護者の氏名、活動の様子を撮影した顔写真などが個人情報にあたります。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

個人情報に関するルールを定めた法律です。2015年9月の法改正（2017年5月30日施行）により、個人情報を取り扱うすべての事業者が法の対象となりました。

5つの基本ルール

個人情報保護法では、事業者の個人情報の取扱いについて、5つの基本ルールが規定されています。

1 個人情報の取得

個人情報を取得する時は、利用目的を特定し、本人に伝える必要があります。

子どもの居場所では…

- 受付簿に氏名などを記載してもらう際は、本人又は保護者に対して、参加者を把握するためのものであることを伝え、記載してもらう内容は必要最低限のものとする。
- 活動の様子を写真撮影する際は、本人又は保護者に対して、居場所のホームページやお便りにのみ掲載することを伝え、了承を得た上で撮影・掲載する。 など

2 個人情報の利用

取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。

子どもの居場所では…

- 受付簿に記載してもらった内容を他の用途に利用することはできません。
- 活動の様子を撮影した写真をスタッフが個人的にSNSなどに掲載することはできません。

3 個人情報の管理

取得した個人情報は、安全に管理する必要があります。

子どもの居場所では…

- 個人情報の取扱いのルールを決め、スタッフミーティングで周知徹底を図る。
- 紙の受付簿は鍵のかかる場所に保管する。
- パソコンに保存している参加者一覧にパスワードを設定する。 など

4 個人情報の第三者への提供

個人情報を第三者に提供する時は、原則本人の同意が必要です。

〈補足〉

次の場合は、本人の同意がなくても個人情報を第三者に提供することができます。

- ・法令の規定に基づく場合（例：警察からの照会）
- ・人命に関わる場合（例：災害時の被災者情報を自治体に提供）
- ・公衆衛生又は児童の健全育成に必要な場合（例：児童虐待情報を関係機関で共有）
- ・国や地方公共団体が行う法令で定める事務への協力（例：国の統計調査への回答）

子どもの居場所では…

- 受付簿に記載された内容や活動を通して知り得た個人情報を無断で第三者に話すことはできません。

5 本人からの個人情報の開示請求

本人から、「自分の個人情報を開示してほしい。」と言われた時は、原則開示する必要があります。

+α

個人情報が漏えいしてしまったら…

事業者内部の報告、被害の拡大防止、影響範囲の特定、影響を受ける本人への連絡、事実関係の把握・公表、再発防止策の検討・実施・公表などが求められます。

個人情報を適切に取り扱い、参加する方や地域の方からの信用を守りましょう！

仲間からのMESSAGE



かねとう子ども食堂〈高松市〉 一般社団法人かねとうみらい塾

かねとう子ども食堂では未就学児から小学高学年まで約15名ほどが金曜日に集まります。アレルギーのお友だちも一緒に楽しく食事が摂れるようアレルギー対応食も!!米粉で作ったお好み焼きにタコ焼き、米粉ラーメン、卵を使わない米粉ケーキ。その他食のこだわりが強いなどのお悩みも気軽にご相談ください。



金藤 友香理 代表

みの元気塾〈三豊市〉

子育て中のお母さんの手助けになればと、こども寺子屋やこども食堂、未就学児の親子食堂を始めました。お母さん、子どもたちが喜んでくれていることに高齢者スタッフ自身が生きがいを感じています。地域の皆さんも子どものことになると大いに助けてくれます。気負わずに、できることをやってみると楽しくなります。



関 博 塾長



大喜多 恵子 理事長

みんなの広場koko〈観音寺市〉 特定非営利活動法人ミュージックサポートネットワーク ぱびぶべぼ

「みんなの広場koko」は音楽や芸術など様々な体験を通して非認知能力を伸ばすことを目的とした居場所として活動していましたが、昨年は人と関わる活動ができなかったため、外での砂場作りや園芸、野菜作りなどを行い、同時に少人数の学習支援も行いました。その中から、収穫した野菜を使った「子ども食堂」を実施しています。



こども班 大村 侑子 班長

秋寅にじいろ食堂〈丸亀市〉

3年前の発足時から、子どもの居場所づくりがテーマです。「居場所」に、おいしい食事と、子どもたちに目を配る大人たちがいる、楽しく安心して来られる場所。商店街の中で街づくりと関わり、食材の提供や寄付金に支えられ、全メンバー、子ども好きのボランティアで活動を続けています。同じ志を持つ皆さま、これからもよろしく。

しうんまんまる広場〈高松市〉 特定非営利活動法人まんまるサポート

みんなで一緒に食事をした経験は懐かしい思い出になります。月に1~2回でも、1~2年一緒に食事していると子どもたちの成長が見られます。「あの子しっかりしてきたねえ」と話し合えるのはスタッフの喜びです。大人も子どももいろんな人に出会える場。作る人も食べる人も心がほっこりする食堂に参加してみませんか。



スタッフ 谷本 守 さん

ゆうゆう食堂〈高松市〉 特定非営利活動法人ゆうゆうクラブ

標高300m、源平合戦古戦場として歴史が深い瀬戸内海国立公園屋島は、環境を重視し地域福祉を災害の側面から見る力を育てようとしています。そのような地域づくりの中心として【ゆうゆう食堂】は子ども食堂がやれる最大限を地域の最前線で一步も引くことなくやり続けます。自分のやれる最大限、子ども食堂で試してみませんか?



田中 博子 理事長



辰巳 裕子 理事長

レスパス・door to door〈宇多津町〉 特定非営利活動法人L'espace labo

レスパスラボは、大学・短大教員を中心に、ソーシャルワーカー・保育士・心理士等の専門職で構成した団体です。メンバーのネットワークを生かし、大学(短大)・学校・役場・社協・地域の方々と共に「こども食堂+さまざまな体験」を中心に活動しています。だれでも参加できますので、ぜひ遊びに来てくださいね!



中橋 恵美子 理事長

認定特定非営利活動法人わははネット〈高松市・坂出市〉

「おかえり」と出迎えてくれる場所があることは、子どもたちにとって自分の存在が受け入れられる「心の居場所」でもあり、また「おかえり」と出迎える大人側にとっても良い居場所なのだと思えます。このようなご時代だからこそ互いに支え認め合い心と体が安心できる場が身近にたくさんできることを願います。



緊急連絡先・相談先情報

緊急時連絡先や相談先を確認し、リストを作っておきましょう

■緊急SOS

- 警察：110
- 救急・消防：119
- 児童相談所：189 (虐待対応ダイヤル)
- 香川県子ども女性相談センター：087-862-8861
- 香川県西部子ども相談センター：0877-24-3173

■子どもの居場所づくり・継続支援等の総合相談先

- 香川県子どもの未来応援ネットワーク事務局：087-861-0546
(社会福祉法人香川県社会福祉協議会地域福祉課)
- たかまつ子ども食堂ネットワーク事務局：087-816-7700
(特定非営利活動法人子育てネットひまわり)
- 三豊市こどもの居場所づくり事務局：0875-63-1014
(社会福祉法人三豊市社会福祉協議会地域福祉推進課)
- 各市町(役所)*
- 各市町社会福祉協議会*
- 保健所
東讃保健所 衛生課 (東讃保健福祉事務所)：0879-29-8271
小豆保健所 衛生課 (小豆総合事務所)：0879-62-1374
中讃保健所 衛生課 (中讃保健福祉事務所)：0877-24-9964
西讃保健所 衛生課 (西讃保健福祉事務所)：0875-25-4383
高松市保健所 生活衛生課：087-839-2865



*各市町(役所)



*各市町社会福祉協議会

■学校・教育関係

幼稚園、学校、スクールソーシャルワーカー(SSW)、スクールカウンセラー(SC)など

■その他

コミュニティ協議会、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、児童家庭支援センター、保育所、児童・社会福祉施設、地域の子育て支援機関、民間相談機関(特定非営利活動法人等)、警察、弁護士など

■情報が集まったページ

香川子どもの未来応援情報ひろば：<https://kagawaken-shakyo.com/>



出会い・つながり・支え合う多様なネットワークを形成していきましょう

香川県子どもの未来応援ネットワークハンドブック編集委員(順不同)

- ・有澤 陽子 特定非営利活動法人子育てネットひまわり
みんなのまめの木食堂・ひとり親パートナーズ
たかまつ子ども食堂ネットワーク事務局
- ・上村 早紀子 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会地域福祉推進課
三豊市こどもの居場所づくり事務局
- ・間島 いずみ 特定非営利活動法人子育てネットくすくす
ほっこり食堂
- ・高松市
- ・香川県
- ・社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉課
香川県子どもの未来応援ネットワーク事務局

仲間からのMESSAGE・写真提供(順不同)

- ・特定非営利活動法人四国ブロックフリースクール研究会
フリースクール「ヒューマン・ハーバー」、ヒューマン・ハーバー子どもカフェ
- ・特定非営利活動法人まんまるサポート しゅんまんまる広場
- ・一般社団法人小豆島子ども・若者支援機構
居場所「くさかべんち」deホットスペース「ショウズ」、子どもカフェ「ポコアポコ」
- ・まんでサロン香南「子ども食堂」
- ・特定非営利活動法人子育てネットくすくす ほっこり食堂
- ・特定非営利活動法人子育てネットひまわり みんなのまめの木食堂
- ・一般社団法人かねとうみらい塾 かねとう子ども食堂
- ・特定非営利活動法人ミュージックサポートネットワークぱびゅぽ みんなの広場koko
- ・特定非営利活動法人L'espace labo レスバストラボ
- ・みの元気塾
- ・特定非営利活動法人ゆうゆうクラブ ゆうゆう食堂
- ・秋寅にじいろ食堂
- ・認定特定非営利活動法人わははネット

編集・イラスト・デザイン：末永 えりか

かがわ子どもの居場所づくりハンドブック

2021年3月発行

発行：香川県

事業受託者：社会福祉法人香川県社会福祉協議会 香川県子どもの未来応援ネットワーク事務局
〒760-0017 香川県高松市番町一丁目10番35号
087-861-0546 (地域福祉課)

<https://kagawaken-shakyo.com/>